

重要な お知らせ

市内学校施設利用の皆さまへ

令和9年4月1日より

学校施設の使用料・照明使用料が
値上げとなります。

施設使用に伴う維持管理費用の上昇（物価・光熱水費の高騰等）等より、学校施設使用者負担の適正化を図るため、使用料の見直しを実施することとしました。

【 改定内容 】

糸満市立小中学校開放施設において、施設使用料及び照明使用料の改定。

施設名	改定後	改定前
体育館	施設使用料 ¥600/ h	施設使用料 ¥300/ h
	照明使用料 ¥600/ h	照明使用料 ¥300/ h
運動場	施設使用料 ¥600/ h	施設使用料 ¥300/ h
	照明使用料 ¥600/ h	照明使用料 ¥200/ h

【本件のお問合せ先】

糸満市教育委員会教育部教育総務課施設係 TEL098-840-8160